

資料紹介

福島安正「慶応元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」

澤田次郎

キーワード…福島安正、陸軍、参謀本部、情報、諜報、工作、インテリジェンス

福島安正（一八五二―一九一九年）は明治陸軍の情報活動の中核をになった人物として知られている。福島は一八九二（明治二十五）年から翌九三年にかけて参謀本部第二部長、さらに日露戦争後に参謀本部次長、参謀次長の要職をつとめ、関東都督の任を終えた一九一四（大正三）年に大将となり後備役に編入された。

明治期の日本陸軍の情報活動を研究する上で、福島はキーパーソンとして避けて通ることのない人物である。これまで福島の経歴については、もっとも詳しいものとして「福島將軍年譜」太田阿山『福島將軍遺蹟』（東亜協会、一九四一年、大空社、一九九七年復刻）巻末所収があった。またそれと補い合う形で、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典 第二版』（東京大学出版会、二〇〇五年）、あるいは歴史群像編集部編『日露戦争兵器・人物事典』（学研パブリッシング、二〇一二年）所収の福島安正の項がある（後者は長南政義氏の執筆）。

しかしながらより詳細なものとして、国立国会図書館憲政資料室所蔵「福島安

正関係文書」請求番号九二に、「慶応元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」がある。これは福島の署名がなされたペン書きによる自筆原稿である。タイトルにあるように一八六五（慶応元）年から一九〇七（明治四十）年までの自身の履歴を記したもので、その時期に限っては、先にあげた文献を大幅に補うものとなっている。この履歴書は福島の研究を行う上で欠かすことのできない資料となるが、比較的分量が多いため、筆写にはそれなりの時間を要する。そこで研究者の便を考慮して、国立国会図書館の許可を得た上で、ここに紹介、翻刻することとした。

〔凡 例〕

- 一、原文に頁番号は記されていないが、ここでは表紙を入れない一頁目を（一頁）とし、以下同様の形で原紙の順番にしたがって頁番号をゴシック体で記載した。
- 二、表紙タイトルの「慶応元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」、一頁の「仕官前履歴」「文官履歴」、四頁の「武官履歴」の小見出しは、識別しやすいよう太字ゴシック体に改めた。
- 三、原文はカタカナで書かれ、句読点は入っていないが、読みやすさを考慮してタイトルを除いてひらがなに改め、適宜句読点を入れた。また旧字体は新字体に改めた。
- 四、原文は基本的に黒インクのペンで記されているが、所々赤インクで書かれた

部分がある。ただし一読した限りでは、そこが特別重要であるというようには見えない。あとで付け加えたものであろうか。また赤で記された中には註を意味するのであろうか、①、③といった形で番号がふられている箇所もある。ただしそうした番号の参照先は明示されていないので、今回の翻刻に目を通す限りでは意味がないものである。しかし本稿では念のため、赤字で記された部分はずべて太字にして識別できるようにした。

五、赤の取消線が引かれているところは、そのまま忠実に再現した。

〔表紙〕

福島安正「慶応元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」

〔1頁〕

仕官前履歴

慶応元年、和蘭銃を用ひ二百発の射撃を為し、松本藩主戸田光則より賞を受く。

同三年二月廿五日、軍事修業の爲め松本を發して江戸に來り、旧幕臣鈴木邦三郎の塾生となる。

戊辰（戊辰）の役、父安広、奥羽征討の軍に加はり従ひ、越後口に出陣し、安正は藩命を以て松本に帰る。

明治二年、藩主、朝廷より召されて上京するに従ひ、東京に出て、四月廿一日より開成所に入り、英学を修め、続て同四年三月まで大学南校に在学せり。後ち学資支へざるを以て退学し、更に北門社、蘭疇社等の私立学校に在りて英学を研究し、同六年に至る。

文官履歴

十三等出仕申付候事 司法省

明治六年四月三日

補十一等出仕 陸軍省

明治七年九月十五日

〔2頁〕

参謀局分課申付候事 陸軍省

明治七年九月十五日

第一課分課申付候事 陸軍参謀局

明治七年九月十五日

御用有之横浜表へ差遣候事 陸軍参謀局

明治七年十二月廿五日

御用有之大坂表へ差遣候事 陸軍省

明治八年二月十九日

第一課分課差免第五課分課申付候事 陸軍参謀局

明治八年四月十五日

御用有之横浜港へ差遣候事 陸軍参謀局

明治九年一月九日

第五課分課申付候事 陸軍参謀局

明治十年一月十五日

御用有之下の関へ差遣候事 陸軍参謀局

明治九年一月十四日

御用有之大坂表へ差遣候事 陸軍参謀局

明治十年二月二十日

補十等出仕

明治九年二月廿二日

征討軍団書記申付候事 征討総督本営

明治十年二月二十三日

〔3頁〕

陸軍中佐関迪教御用有之横浜被差遣候に付随行申付候事 陸軍参謀局

明治九年五月廿二日

同廿五日筑前博多に上陸し、尔来本営に従ひ、肥後薩摩大隅日向の間にあり。細島に至るに及び脚氣病に罹り後送せらる。

〔4頁〕

武官履歴

米國費拉特費（フィラデルフィア）府博覧会へ差遣候事

明治九年六月廿三日 正院

任陸軍中尉 歩兵科と定めらる。

明治十一年五月七日

同七月十一日出発、同十月三十日帰朝

参謀局伝令使被仰付候事 陸軍省

補十一等出仕（官吏の等級十五等を十七等までに改正せられし結果）

明治十年一月十三日

明治十一年五月七日

参謀局附申付候事 陸軍省

明治十年一月十三日

参謀本部出仕被仰付候事 陸軍省

明治十一年十二月九日

参謀本部伝令使更に被仰付候事 陸軍省

明治十一年十二月廿六日

参謀本部伝令使被免教導団歩兵大隊附被仰付候事

明治十二年三月廿七日 陸軍省

教導団歩兵大隊附被免参謀本部管西局員被仰付候事 陸軍省

明治十二年八月九日

御用有之清国被差遣候事 参謀本部

明治十二年八月

同年八月十五日東京出発、上海天津を経て北京に至り、更に内蒙古多倫諾爾（ドロンノール）に旅行し、再び往路を経、十二月二

〔5頁〕

十五日帰朝

参謀本部管西局員被免同部出仕被仰付候事

明治十二年八月十六日 陸軍省

叙従七位

明治十三年二月十四日

参謀本部出仕被免教導団歩兵大隊附被仰付候事 陸軍省

明治十三年二月二十八日

教導団歩兵大隊小隊長更に被仰付候事

明治十三年六月廿三日 陸軍省

第三中隊第一小隊附更に被仰付候事

明治十三年六月三十日 陸軍教導団

教導団歩兵大隊小隊長被免参謀本部長伝令使被仰付候事 陸軍省

明治十三年十月二十九日

山県本部長へ随従、下志津原へ被差遣候事

明治十三年十一月九日 参謀本部

〔6頁〕

参謀本部管西局員兼参謀本部長伝令使更に被仰付候事

明治十四年三月二日 陸軍省

山県参謀本部長、三越并に加賀地方近傍へ地理視察及び加賀三越出張の序を以て因伯地方巡回被仰付候に付随従被仰付候事

明治十四年六月 参謀本部

一等給下賜候事

明治十四年十月一日 陸軍省

御用有之横浜港へ被差遣候事

明治十五年二月二十三日 参謀本部

御用有之東京鎮台諸兵演習地へ被差遣候事

明治十五年四月六日 参謀本部

参謀本部管西局員兼同部長伝令使被免同部出仕被仰付候事

明治十五年七月廿四日 陸軍省

〔7頁〕

御用有之清国へ被差遣候事

明治十五年七月廿四日 陸軍省

御用有之朝鮮国へ被差遣候事

明治十五年七月三十日 陸軍省

御用有之清国へ被差遣旨達し相成候処今般御用有之朝鮮国へ被差遣候に
付ては右御用済之上清国へ出張可致此旨相達候事

明治十五年七月三十日

此時は則ち花房公使朝鮮事変の際なり○七月三十日金剛艦に乗組み横

浜出帆、神戸を経て仁川に上陸し、仁川京城間の測量に従事し、後ち済
物浦に於て日韓条約調印の翌日仁川解纜、九月十四日帰朝

在北京日本公使館附将校不在中、山東省以北駐在将校管理可致此旨相達
候事

明治十五年九月廿二日

九月廿六日出発、上海より南京に至り、更に海路芝罘に上陸し、山東
直隸の海岸に近き地方を陸行して天津に出て、十一月十九

〔8頁〕

日北京に到着せり

任²陸軍歩兵大尉

明治十六年二月六日

叙正七位

明治十六年四月九日

清国公使館附被仰(付)候事

明治十六年六月二日 太政官

帰朝被仰付候事

明治十七年八月二日 太政官

帰朝の途次、一般視察の格を以て天津より牛庄に寄港し、就中東靖氏の事情を詳細探究可致候事

明治十七年八月七日 参謀本部

北京に駐在すること前後三年、帰朝の命を受けるや十月五日北京出発、芝罘牛庄上海を経て十一月十三日帰朝。

補参謀本部管西局員

明治十七年十一月十三日 陸軍省

兼補参謀本部長伝令使

明治十七年十一月十八日 陸軍省

〔9頁〕

清国公使館附被免候事

明治十七年十一月二十四日 太政官

特派全權大使伯爵伊藤博文清国被差遣候に付、随行被仰付候事

明治十八年二月二十六日 太政官

同年二月二十八日東京出発、横浜より水路神戸長崎〔長崎〕芝罘を経て、三月十五日天津に、同十九日北京に到着し、四月十八日天津に於て伊藤大使と李鴻章との間協議成立せし後ち、同十九日大使に随ひ天津解

纜、下の関神戸を経て、同二十八日帰朝。

補参謀本部第二局課員兼同部長伝令使

明治十八年七月廿四日 陸軍省

第二局第一課附被仰付候事

明治十八年七月廿四日 参謀本部

一等給下賜候事

明治十八年八月二十九日 陸軍省

兼補参謀本部課僚

兼参謀本部長伝令使如故

明治十八年十二月一日 陸軍省

編纂課附被仰付候事

明治十八年十二月二日 参謀本部

〔10頁〕

御用有之印度地方へ被差遣

明治十九年二月十七日 内閣

同年三月二十六日横浜解纜、香港、新嘉坡〔シンガポール〕を経て緬

甸（ビルマ）のラングーンに至り、緬甸西岸の各地に寄港して、五月四日印度のカルカッタに上陸し、同月十六日印度政府の避暑地シムラに赴き、研究の爲め滞在すること七週間、七月一日シムラを發し、亜富汗（アフガニスタン）の国境に至り、更に中央印度を経て南印度の各地を視察し、其南端ツチコリン港より乗船して錫蘭（セイロン）島に渡り、九月二日コロンボを出帆し、同廿五日横浜に上陸帰朝。

免兼参謀本部長伝令使

明治十九年四月五日 陸軍省

免兼職

明治十九年十月廿二日 陸軍省

参謀本部陸軍部編纂課第二部主事心得兼勤被仰付

明治十九年十月廿二日 陸軍省

〔11頁〕

独逸国公使館附被仰付

明治二十年三月一日 内閣

免本職

明治二十年三月五日 陸軍省

参謀本部陸軍部編纂課第二部主事心得被免

明治二十年三月五日 陸軍省

独逸国留学生徒取締兼勤被仰付

明治二十年三月七日 陸軍省

独逸国留学生徒取締兼勤中手当として一ヶ月銀貨五十円を賜ふ

明治二十年三月十七日 陸軍省

同年四月三日、東京出發、印度洋及び日巴拉太（ジブラルタル）を経てブレーメンに上陸、五月廿七日柏林（ベルリン）に到着、公使館附武官の勤務に就き、同二十五年に至る。

任陸軍歩兵少佐

明治二十一年三月廿七日

巴尔干（バルカン）半島巡回被仰付

明治二十二年七月三十一日 陸軍省

〔12頁〕

公使館附武官勤務中、此命を受け、同年十月十五日柏林を發し、奥国（オーストリア）を経、塞爾維（セルビア）、羅馬尼（ルーマニア）、布爾牙利（ブルガリア）、土耳其（トルコ）、希臘（ギリシャ）、蒙的尼羅

〔モンテネグロ〕の六ヶ国を視察し、翌二十三年二月廿七日伯林に帰着。

叙従六位^{3,4)}

明治二十三年七月三日

独逸国公使館附被免補参謀本部編纂課々員^{5,6,7,8,9)}

明治二十四年十二月十五日 陸軍省

免本職補参謀本部編纂課長

明治二十四年十二月二十六日 陸軍省

明治二十四年一月一日附を以て帰朝の途次、騎馬にて露西亞、中央亞細亞、蒙古、滿洲及び北清を経歴せんことの請願を提出し置たるに左の命令に接せり。

来る明治二十五年一月帰朝の途次、左の通り旅行を命す
但し氣候其他の見込により旅費額の支弁し得る限り多少出発期を伸縮し、
経路を交換するは苦しからず

〔13頁〕

二十五年一月伯林を發し、聖彼得堡〔サンクトペテルブルク〕に至り、
莫斯科〔モスクワ〕、薩馬拉〔サマラ〕を経、西比利亞〔シベリア〕に
入り、阿摩斯科〔オムスク〕を経て塞米巴拉丁斯科〔セミパラチンスク〕

に達し、夫より都て申出の通り、経過旅行すべし。尤も浦潮斯德〔ウラ
ジオストク〕着の後ち清領に入ると否とは臨機便宜に任すべし

明治二十四年六月五日 参謀総長熾仁親王

明治二十五年二月十一日単騎伯林を發し、波森〔ポーゼン〕、襪尔沙
瓦〔ワルシャワ〕、哥威諾〔コウノ〕を経て、三月廿四日聖彼得堡に到
着、四月九日該地を發し、同月二十四日莫斯科に、六月廿八日比尔摩
〔ベルミ〕に、七月九日烏拉〔ウラル〕山を越へ、八月八日阿摩斯科に
達し、夫より道を中央亞細亞の方向に転し、同月三十日塞米巴拉丁斯科
に至り、九月廿四日亞尔泰〔アルタイ〕山を越て外蒙古に入り、道を漠
北蒙古の三大部に取り、科布多〔コブド〕、烏里雅蘇台〔ウリヤスタイ〕、
庫倫〔クローン〕を経、十一月廿五日清領の北端買賣城を経、露領恰克
図〔キャフタ〕に到着し、夫よりハバルダカン嶺を越へ、具加尔〔バイ
カル〕湖の南岸に沿ふて十二月四日義尔克斯科〔イルクーツク〕に達し、
再び湖岸に沿ふて同廿一日ヴェルフ子ウジンスクに至り、明治二十六年
一月十五日智他〔チタ〕に、同廿九日申トレチンヌタ六日子ルチンスク
に達し、夫より悉勤略〔シルカ〕河及び黒竜江の水上を騎行すること三
十九日間にして

〔14頁〕

三月八日ブラゴヴェスチェンスクに出て、是より道を滿洲に取り、愛琿、
墨尔根〔メルゲン〕、齊々哈尔〔チチハル〕、吉林、寧古塔、琿春を経て

又露領に入り、六月十二日浦潮斯徳に到着し、此に騎馬旅行を終り、同十六日同港解纜、釜山、長寄（長崎）、下の関を経て神戸に上陸し、同二十九日東京に着す。

任陸軍歩兵中佐

明治二十六年二月十六日

叙正六位

明治二十六年四月十一日

御用有之朝鮮国へ被差遣

明治二十七年六月六日 陸軍省

東学党の暴動猖獗を極め、清兵牙山に上陸して物情騒然たりし時なり。乃ち其翌七日東京出發、広島に赴き、同九日歩兵第十一連隊第一大隊と同船、宇品解纜、同十三日仁川上陸、同十四日京城に入る。

七月三日大島公使より政府へ上申の旨を帯ひ外務省参事官本野一郎と共に京城出發、同九日東京に着、同十三日政府よりの訓令を帯て東京出發、同

〔15頁〕

十九日京城帰着。

大本営御用掛兼勤を命す

明治二十七年六月九日 陸軍省

大本営附被仰付

明治二十七年十月四日 軍事内局

大本営附被免第一軍司令部附被仰付

明治二十七年十月五日 軍事内局

第五師団参謀被仰付

明治二十七年十月六日 第一軍司令部

第五師団参謀を免し第一軍司令部附被仰付

明治二十七年十二月八日 第一軍司令部

参謀官と心得べし

明治二十七年十二月八日 第一軍司令部

第一軍管民政庁長官心得被仰付

明治二十七年十二月十日 第一軍司令部

免第一軍管民政庁長官心得

明治二十八年三月八日 第一軍司令部

〔16頁〕

任陸軍歩兵大佐

明治二十八年三月八日

大本営より御用之趣に付帰朝すべし

明治二十八年四月二十三日 第一軍司令官子爵野津道貫

御用有之台湾へ出張を命ず

明治二十八年五月十五日 大本営

此役明治二十七年七月廿三日京城事変に参与○同月廿九日成嶽に戦闘

○九月十五日平壤に戦闘○十月廿五日鴨緑江付近に戦闘○十一月五日大

孤山占領○同月十七日及び十八日岫岩に戦闘○二十八年一月十七日及び

廿二日海城に戦闘○二月廿八日海城に戦闘○三月二日鞍山站付近に戦闘

○同月四日牛庄城に戦闘○同月九日田庄台に戦闘○又安東鳳凰城大孤

山岫岩海城に民政部を開設し第一軍占領地域に軍政を布く。

下の関に於る平和条約調印の後ち京都大本営より帰朝の命に接し、四月

廿四日復州出發、大連旅順を経て、五月五日京都に着、同月十五日更に

台湾へ出張を命

〔17頁〕

せられ樺山台湾総督の指揮に属す○同月十七日京都出發、同月廿一日八

重山艦にて宇品解纜、同月廿二日長崎に於て浪速艦に移乗、同月廿五日

淡水港外に投錨せり。同月廿六日前の台湾巡撫は台湾に共和政治を布告

し、淡水の砲台に青虎旗を掲げて二十一発の祝砲を放ち、降伏明白とな

れり。次て我軍台湾北部を討伐するに及び先づ基隆淡水の混乱を整理し、

既に受命の任務を終りたるを以て、六月廿五日淡水を發し、台北を経て

基隆に出て、七月一日該地解纜、長崎（長崎）神戸を経て、同月七日東

京に帰着す。

御用有之亞歐兩洲へ被差遣

明治二十八年八月廿二日 陸軍省

同年十月五日東京出發、三十年三月廿五日帰朝す。旅行日数五百三十

三日、此間埃及（エジプト）、拏比亞（ヌビア）、土耳其、高加索（コー

カサス）、中亞細亞、波斯（ペルシヤ）、印度、緬甸、暹羅（シヤム）、

安南、東京を游歴視察せり。¹⁵

〔18頁〕

叙従五位

明治二十八年十一月十五日

補參謀本部第三部長¹⁶

明治二十九年五月十一日 陸軍省

御用有之清国へ被差遣¹⁷

明治三十年六月二十五日 陸軍省

七月廿七日起程、北京營口天津南京漢口武昌に至り、九月廿五日帰朝

東宮御用掛被仰付

明治三十一年三月二日 宮内省

免本職補参謀本部第二部長¹⁸⁾

明治三十二年一月十六日 陸軍省

御用有之清国へ被差遣

明治三十二年三月廿四日 陸軍省

三月三十日起程、上海杭州南京武昌漢口に至り、五月十二日帰朝。

任陸軍少将¹⁹⁾

明治三十三年四月廿五日

〔19頁〕

兼補西部都督部参謀長

明治三十三年四月廿五日 内閣

清国臨時派遣隊司令官被仰付³⁶⁾

明治三十三年六月十六日 内閣

叙正五位

明治三十三年七月十日

第五師団司令部付被免

明治三十三年九月六日 内閣

北清連合軍総指揮官幕僚として差遣被仰付

明治三十三年九月六日 内閣

北清拳匪の乱猖獗となるや臨時派遣隊司令官を命せられ、在清国居留民及び公使館保護の爲め、六月十九日宇品解纜○同廿五日大沽上陸○同廿九日天津へ前進○七月一日溜米廠付近戦闘○同六日天津城砲撃○同日東家楼及び海光寺機器局戦闘○同十三日天津城攻撃日英米仏伊奧兵連合の指揮を執る○同十四日未明天津城陥落○此時北京各国公使館区域の

〔20頁〕

攻囲益々急にして救援の必要非常に切迫し、各国の増援兵続々到着し、我第五師団長山口中將師団全部を卒て天津に到着するに及び、臨時派遣隊を解かれ、第五師団長の令下に属することとなり、同廿一日より第五師団司令部附として師団長を補佐することとなる○同廿七日騎兵第五連隊第二中隊唐家灣付近敵情偵察に参与○八月五日北倉付近の戦闘に参与○同六日揚（または楊）村付近の戦闘に参与○同八日南蔡村付近の戦闘に参与○同九日河西務付近の戦闘に参与○同十日馬頭付近の戦闘に参与

○同十一日張家灣付近の戦鬪に参与○同十二日通州占領○同十四日北京攻撃○同日没歩兵一大隊を卒て東便門及び崇文門を経て先づ北京に入り、公使館区域に達し、英国と共に各国公使及び居留民を保護す○九月十日御用有之北京出發婦朝の途に就く○同十四日大沽に於て御用済となり婦朝を止め、直に北京に帰還す○九月六日第五師団司令部附被免○同日北清連合軍総指揮官幕僚として差遣被仰付

〔21頁〕

廿六日北京出發、同廿七日天津到着、連合軍総指揮官ワルデルゼー元帥の司令部に合す○十月十七日ワルデルゼー元帥と共に北京入城儀鸞殿に入る○明治三十四年五月廿二日休暇婦朝許可せられ、北京出發、婦朝の途に就き、六月四日馬関上陸、同六日東京に到着。

御用有之南清地方へ被差遣

明治三十四年八月五日 陸軍省

八月十六日出發、上海、杭州、蘇州、南京、武昌、漢口、福州、厦門、仙頭、香港、広東を視察し、十月三十一日婦朝

天長節觀兵式諸兵參謀長被仰付

明治三十四年十月二十二日 内閣

東宮行啓地へ一周（週）一回出張被仰付

明治三十四年十一月十六日 宮内省

東宮行啓地へ一周一回出張被仰付

明治三十五年五月十七日 宮内省

彰仁親王殿下大不列顛（大ブリテン）国皇帝皇后両陛下戴冠式参列として被差遣候に付、隨行被仰付

明治三十五年五月十七日 宮内省

〔22頁〕

五月廿三日横浜解纜、加拿他（カナダ）及び新約克（ニューヨーク）を経て竜動（ロンドン）に至り、彰仁親王殿下に隨行して英仏西三ヶ国を歴游し、再び竜動に帰り、日英同盟条約に連繫し、英国軍事当局者と秘密協約を締結し、印度内地視察の途次大患に罹りて安巴拉（アンバラ）衛戍病院に入り、十二月二十九日婦朝。

參謀本部次長事務取扱兼勤被仰付

明治三十六年十月五日 内閣

參謀本部次長事務取扱兼勤被免

明治三十六年十月十二日 内閣

大本營陸軍參謀³³

明治三十七年二月十一日

大本營陸軍參謀被免滿洲軍參謀被仰付

明治三十七年六月二十日 内閣

叙從四位³³

明治三十八年七月二十日

〔23頁〕

特派全權大使隨員被仰付

明治三十八年十一月十三日 内閣

明治三十七年日露戰役に當り二月十一日大本營陸軍參謀を命せられ、

六月一日滿洲軍總司令部設置せらるゝに際し、同二日滿洲軍參謀被仰付、

七月六日總司令官侯爵大山元帥に隨ひ東京出發、同十日宇品解纜、同十

五日青泥窪上陸○引続き大石橋及び海城付近の戰鬪に參與○八月より引

続、鞍山店、首山堡、遼陽に戰鬪○十月十日より沙河付近の會戰に參與

○明治三十八年十一月廿二日總司令官の別命を帶ひ旅順方面

に赴き、第三軍司令部の所在地柳樹房に至る○同廿六日松樹山鷄冠山一

帶の正面攻撃の時より十二月五日二〇三高地攻略の時までの戰鬪に參與

○同六日出發、同八日滿洲軍總司令部所在地煙台に帰着○明治三十八年

十一月黒溝台の戰鬪に參與○同十五日密使を帶ひ煙台出發、天津に赴

き、直隸總督袁世凱と會談し、同廿六日煙台に帰着○明治三十八年一、
二月黒溝台の戰鬪に參與○二、三月奉

〔24頁〕

天の會戰に參與○三月十三日煙台出發、同日奉天に入る○同十八日奉天

出發、新民屯に赴き、我軍占領後の処置を為し、同廿一日出發、同日奉

天に帰着○滿洲全軍休戰條約締結の爲め、九月八日奉天出發、同九日昌

図停車場到着、同十三日西沙河子北方道路上に於て露軍の全權委員と出

會し休戰條約を協定し、同十四日奉天に帰着○同十九日特命を帶ひて奉

天出發、新民屯を経て北京天津に赴き、同廿六日奉天に帰着○日露兩軍

撤兵順序及び鉄道受渡協定の爲め、十月廿八日奉天出發、同三十日四平

街停車場に赴き、露軍の全權委員と協議決定し、同卅一日調印、十一月

一日奉天に帰着○小村全權大使北京に赴くに付隨員被仰付、同十三日奉

天出發、同十五日北京到着○十二月廿八日天津出發、明治三十九年一月

一日横浜に上陸帰朝。

英國皇族プリンス、アーサー、オヴ、コンノート殿下來航に付、接伴員

被仰付

明治三十九年一月二十日 宮内省

〔25頁〕

御用有之広島へ出張被仰付

明治三十九年三月四日 宮内省

明治三十七八年戦役陸軍凱旋觀兵式諸兵參謀被仰付

明治三十九年四月十四日 内閣

免本職補參謀本部次長

明治三十九年四月十六日 内閣

陸軍勲功調査委員被仰付

明治三十九年四月十八日 内閣

明治三十七八年戦役第一勲績審査委員被仰付

明治三十九年五月十四日 内閣

御用有之清国へ被差遣

明治三十九年五月三十一日 内閣

六月十日東京出發、韓国を経て奉天に至り、鉄嶺、公主嶺、遼陽、大連、旅順、營口、新民屯、山海関、天津、北京、保定を巡視し、七月廿一日天津出發、同廿五日馬関上陸、同廿七日帰京。

〔26頁〕

任陸軍中將

明治三十九年七月六日

東宮葉山行啓地へ一周（週）一回出張被仰付

明治四十年二月二日 宮内省

御用有之滿洲及韓国へ被差遣

明治四十年七月十一日 陸軍省

八月一日東京出發、京城、安東県、大連、奉天、長春、吉林、哈尔滨（ハルビン）、旅順を巡視し、九月一日帰朝。

依勲功特授男爵

明治四十年九月廿一日

勲功に依り特に金壹万円を賜ふ

明治四十年九月廿一日 宮内省

〔27頁〕

〔白紙、何も書かれていない〕

〔以上〕

（原稿受付 二〇二〇年六月二四日）